

環境影響評価書案審査意見書

「東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京都
代表者：東京都知事 小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業
種 類：鉄道の改良
- 3 対象事業の所在地
起点：北区十条台一丁目
終点：北区中十条四丁目

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【騒音・振動】

- 1 本事業は工事が長期にわたり、列車運行を確保するために夜間にも工事が実施されることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の低減に努めるとともに、地域住民に工事内容を十分説明すること。
- 2 仮線時の列車の走行に伴う鉄道振動について、全地点の予測値が現況値を上回っていることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。
- 3 供用後の列車の走行に伴う鉄道騒音について、高さ方向の予測値が一部現況値を上回っていることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。

【景観】

- 1 代表的な眺望地点からの眺望の変化について、鉄道施設の形状等は、周辺環境に溶け込むよう環境保全のための措置を実施することから、評価の指標を満足している。ついては、周辺に中低層住宅等も多く立地することから、周辺環境に溶け込むための具体的な措置とその効果について、分かりやすく記述すること。
- 2 代表的な眺望地点からの眺望の変化について、予測に用いた計画諸元とフォトモンタージュに一部不整合が認められることから、改めて検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

【廃棄物】

既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル及び建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率等を予測・評価すること。